

**美里町生成 AI サービス導入・運用業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

この要領は、美里町生成AIサービス導入・運用業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

美里町生成AIサービス導入・運用業務

(2) 業務番号

美総DX第2号

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、令和7年10月31日（金）までに構築を完了し、令和7年11月3日（月）から利用できる環境を整備すること。

なお、構築及び環境整備がこれらの期日より早く完了する場合は、委託者と協議の上、その取り扱いを決定すること。

(5) 支払条件

契約書に定めるところにより支払いを行う

(6) 提案上限額

金2,187,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

なお、この金額は、提案にあたって作業目安（上限）となる額であり、契約金額を示すものではないことに留意すること。

3. 受託者選定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 九州地内に本社、支社又は営業所等を有する事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

(4) 美里町暴力団排除条例（平成23年美里町条例第18号）第2条第2号及び第3号に該当する者

でないこと。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）等、情報セキュリティに関する第三者認証を取得しており、適切なリスクマネジメント体制を構築していること。
- (6) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておけるものであること。

5. 参加表明受付

参加予定者は、以下の提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書【様式1】
- イ 会社概要書【様式2】
- ウ 誓約書【様式3】
- エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）等を取得していることを証明できる書類（写し可）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

(4) 提出期限

令和7年6月23日（月）午後2時必着

(5) 提出先

〒861 - 4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地
美里町役場中央庁舎 総務課 行革DX推進係 担当：寺床

(6) 留意事項

- ア 提出された参加表明書等の修正又は変更は認めない。
- イ 提出された参加表明書等は返却しない。

(7) 参加資格承認

このプロポーザルの参加資格承認の可否の連絡は、令和7年6月25日（水）までに参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知するものとする。

6. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月13日（金）～令和7年6月19日（木）正午まで

(2) 提出方法

質疑書【様式4】を用い、電子メールで以下のメールアドレスあてに提出すること。

E-mail: gyoukakudx@town.kumamoto-misato.lg.jp

なお、質疑書の提出がなされない場合は質疑がないものとして見なす。

(3) 質疑に対する回答

令和7年6月20日（金）までに、このプロポーザルへの参加を表明した事業者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答するものとする。

なお、質疑に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書【様式5】

イ 企画提案書【任意様式】

企画提案書は「ウ 企画提案内容と配点」の項目に沿って作成すること。企画提案書の形式等は以下のとおりとする。

- ① 用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4判とし、50ページ以内とし、ページ番号を記載すること。
- ② 企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。

ウ 企画提案内容と配点

企画提案書は、以下の表における番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

| 番号 | 分類 | 審査項目 | 記載すべき事項 | 配点 |
|----|--------------------|----------|--|-----|
| 1 | 基本事項 | 実績 | 他自治体等に対する導入実績等について記述すること。(過去5年以内) | 40 |
| | | 会社概要 | 会社概要や情報セキュリティマネジメント、個人情報保護に関する認証状況等について記述すること。 | |
| | | スケジュール | 本業務のスケジュールを記述すること。 | |
| 2 | サービスの 特徴・ 構成 | 基本的内容・特徴 | サービスの基本的な内容や特徴等について記述すること。 | 210 |
| | | ユーザビリティ | 職員が利用する上で、使いやすさ、わかりやすさ等のユーザビリティについて記述すること。 | |
| | | 管理者機能 | ユーザー管理、データ管理等、管理者機能について記述すること。 | |
| | | 基本機能 | サービスの基本機能について記述すること。 | |
| | | 追加提案 | 仕様書に記載のある内容以外で、本町にとって有益な追加提案があるか。 | |

| 番号 | 分類 | 審査項目 | 記載すべき事項 | 配点 |
|----|----------|----------|---|-----|
| 3 | セキュリティ対策 | 安全性 | 情報セキュリティ対策、情報漏洩リスクに対する対策等の安全性について記述すること。 | 60 |
| | | バックアップ体制 | データのバックアップ体制等について記述すること。 | |
| 4 | サポート体制 | サポート体制 | 職員からの操作やサービス全般の問い合わせ対応等のサポート体制について記述すること。 | 90 |
| | | 安全性 | 業務に支障をきたさず安定的にサービスを利用できるか等の安全性について記述すること。 | |
| | | 緊急時対応 | 障害発生など、緊急時対応等について記述すること。 | |
| 5 | 操作研修 | 研修会 | 管理者向け、職員向けそれぞれに対する研修会内容等について記述すること。 | 50 |
| 6 | 費用 | 構築・運用費用 | 本業務の一式についての見積書を提出すること。(任意様式) また、費用算出の内訳書を添付すること。(任意様式) | 適・否 |
| | | 利用料 | 翌年度以降のサービス利用料(年額)の見積書を提出すること。(任意様式) また、費用算出の内訳書を添付すること。(任意様式) | 70 |
| | | 研修費用 | 翌年度以降の利用者に対するオンサイト研修費用(年1回)の見積書を提出すること。(任意様式) また、費用算出の内訳書を添付すること。(任意様式) | 30 |

エ 見積書【任意様式】(積算内訳書も併せて提出すること。)

- ① 本業務の構築・運用費用一式に関する見積書を提出すること。
- ② 翌年度以降のシステム利用料(年額)の見積書を提出すること。
なお、割引きについては認めるが、割引期間終了等による値上げは認めない。
- ③ 翌年度以降の利用者に対するオンサイト研修会(年1回)の見積書を提出すること。
- ④ 金額は、消費税込みの日本円で記載すること。
- ⑤ 見積書は、企画提案書の最終ページに添付すること。

(2) 提出部数

各7部 正本1部 副本6部(副本については複写可能とする。)

(3) 提出方法

「5. 参加表明受付(3) 提出方法」のとおり

(4) 提出期限

令和7年6月30日（月）正午まで

(5) 提出先

「5. 参加表明受付（5）提出先」のとおり

8. 候補者の選定等

(1) 選定方法等

候補者の選定は、プロポーザル選定委員会において審査を行い、次により選定する。

ア 1次選定として企画提案書等提出書類を審査、採点し、上位3事業者を2次選定のプレゼンテーション対象者として選定する。ただし、企画提案者が3事業者以内の場合は、すべての企画提案者を2次選定の対象者とする。

イ 上位3事業者による2次選定を、「9. プレゼンテーション」のとおり行う。

ウ 2次選定としてプレゼンテーションの内容を審査、採点し、合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の受託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者として特定する。ただし、得点が高点の場合は、プロポーザル選定委員会において協議し、決定する。

エ 受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

(2) 選定結果の通知

1次選定終了後、企画提案書等を提出した全ての事業者に対し、1次選定の結果を令和7年7月4日（金）までにメールで通知する。2次選定終了後、2次選定に参加した全ての事業者に対し、2次選定の結果を令和7年7月15日（火）までにメールで通知する。

9. プレゼンテーション

(1) 実施日時

日時 令和7年7月10日（木）午後1時15分から

場所 美里町役場 中央庁舎 第1会議室（2階）

(2) 実施時間

1事業者につき50分以内（概ねプレゼンテーション35分以内、質疑応答15分以内）とする。

(3) その他

ア プレゼンテーションは非公開とする。

イ プレゼンテーションは、「7. 企画提案書等の提出（1）提出書類」で提出した資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。

ウ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。

エ パワーポイント等を利用しての説明を認めるが、説明に必要なパソコン等については持参すること。

オ プレゼンテーション参加者は総括責任者を含め3名とし、業務を受注した場合に、主として本業務に従事する者（管理責任者）も参加すること。

カ オンラインでの実施も可能とするが、その場合は参加に必要なツール名（Zoom等）と、参加用ID/PW（URL）をあらかじめ本町に対し周知すること。また、オンラインでの実施の場合にも、プレゼンテーション参加者は総括責任者を含め3名とし、業務を受注した場合に、主として本業務に従事する者（管理責任者）も参加すること。

10. 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」の参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込）が「2. 業務の概要（6）提案上限額」を超えている場合

11. 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと認めるときには、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を美里町に請求することはできない。

12. 参加者の辞退

参加表明書提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、すみやかに「15. 問合せ先」まで連絡の上、企画提案辞退届【様式6】を提出すること。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、美里町情報公開条例（平成19年条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 契約保証金等については、美里町財務規則（平成16年美里町規則第44号）第98条の規定に準ずることとする。

14. スケジュール

| 順 | 手続き等 | 期限等 |
|---|---------------|-----------------------------|
| 1 | 実施要領等の公表・参加募集 | 令和7年6月13日（金）～6月23日（月）午後2時まで |
| 2 | 質疑書の提出 | 令和7年6月13日（金）～6月19日（木）正午まで |
| 3 | 質疑書の回答 | 令和7年6月20日（金）まで |

| | | |
|----|-----------------|--------------------|
| 4 | 参加表明書の提出 | 令和7年6月23日(月)午後2時必着 |
| 5 | 参加資格承認の可否通知 | 令和7年6月25日(水)まで |
| 6 | 企画提案書の提出 | 令和7年6月30日(月)正午まで |
| 7 | 1次選定及び審査結果通知 | 令和7年7月4日(金) |
| 8 | 2次選定(プレゼンテーション) | 令和7年7月10日(木) |
| 9 | 審査・受託候補者等決定 | 令和7年7月10日(木) |
| 10 | 選定結果通知、結果の公表 | 令和7年7月15日(火)まで |
| 11 | 契約の締結 | 令和7年7月中旬 予定 |

15. 問合せ先

担 当：美里町役場中央庁舎 総務課 行革DX推進係 寺床

郵便番号：861 - 4492

住 所：熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電 話：0964 - 46 - 2111

E - m a i l：gyoukakudx@town.kumamoto-misato.lg.jp

なお、本要領及び仕様書の内容に関して質疑がある場合は、「6. 質疑の受付及び回答」のとおり質疑書【様式4】を提出すること。